

カーボンフットプリントマーク等の仕様

2009年8月3日

農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

1. はじめに

本文書は、経済産業省が農林水産省、国土交通省、環境省と連携して実施する「カーボンフットプリント制度試行事業」を構成する「カーボンフットプリント算定・表示試行事業」において、認定された「商品種別算定基準（Product Category Rule）（以下「認定PCR」という。）に基づくカーボンフットプリントの表示内容について、カーボンフットプリントマーク（以下「CFP マーク」という。）を含めた仕様について定めたもの。

2. カーボンフットプリントの表示内容について

(1) 最終消費財のカーボンフットプリントの表示

最終消費財の場合は、図1に従い、表示すること。



図1 最終消費財の表示内容

- 必須情報部には、CO₂ 相当量の数値を記入した CFP マーク（※）を使用すること。
（※）CFP マークの著作権は、国に帰属する。
- 耐久消費財の場合は、使用年数情報部に、認定 PCR において規定された想定使用年数を記載すること。
- アクセス情報部には、CFP マークが試行事業において使用されていることを表す「カーボンフットプリント試行事業」の表記、詳細情報等にアクセスできる同事業ホームページの URL 及び製品の検証番号を記載すること。
なお、製品の表示スペースに制約がある場合には、当該情報部を省略することができる。（「4. サイズ別の表示内容について」を参照。）
- 追加情報表示部には、必要に応じて追加情報を表示することができる。ただし、認定 PCR に追加情報に関する規定がある場合は、当該認定 PCR の規定に従うこと。

(2) 中間財のカーボンフットプリントの表示

中間財の場合は、図2の例を参考に表示すること。

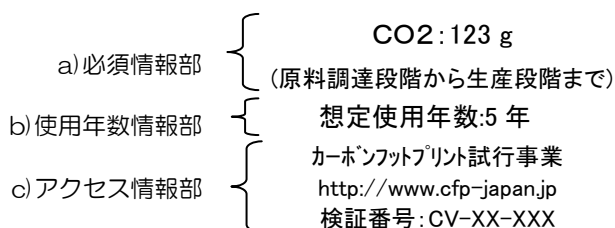


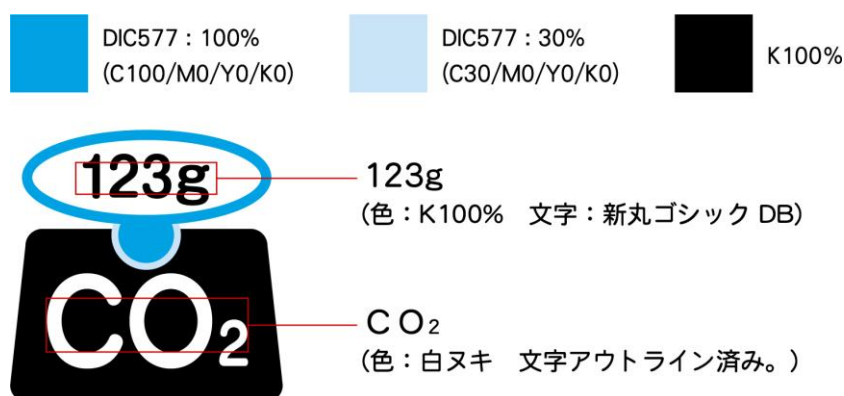
図2 中間財のカーボンフットプリントの表示内容の例

- a) 必須情報部には、CO₂ 相当量の数値、算定対象となるライフサイクル段階を記載すること。
- b) 耐久消費財の場合には、使用年数情報部に、当該製品の想定使用年数を記載すること。
- c) アクセス情報部には、試行事業において使用されていることを表す「カーボンフットプリント試行事業」の表記、詳細情報等にアクセスできる同事業ホームページの URL 及び製品の検証番号を記載すること。
- d) 必要に応じて、追加情報を付記することができる。ただし、認定 PCR に追加情報に関する規定がある場合は、当該 PCR の規定に従うこと。

3. CFP マークの色について

(1) 標準色

CFP マークの色は以下を標準色とする。



(2) 単色

単色を使用する場合は、付図の 4 色を使用すること。ただし、印刷上の制約から、付図の 4 色による表示ができない場合には、この限りではない。

なお、単色の場合には、色を反転して表示することもできる。表示方法は付図に従うこと。

2. A 21nn-ë

CFP 10

URL
PCR



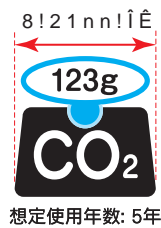
:13;



:A3;

3. A Ó!21nnîÊ

CFP 10 7



問い合わせ先

CFP制度試行事業事務局

(社団法人産業環境管理協会)

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル

Tel: 03-5209-7708

Fax: 03-5209-7716

e-mail: cfp-toroku@jemai.or.jp